

このチラシを年金事務所との話し合いの際にご活用ください。

急増する滞納と差し押さえ

社会保険料の滞納件数が増加しています。その背景には、①コロナ禍で猶予されていた社会保険料の徴収開始、②長引く物価高騰、③賃上げへの対応一など、中小事業者の経営難があります。事業者の実態を無視した差し押さえが行われれば、事業の継続が困難になることは火を見るより明らかです。

	2022年 ①	2023年 ②	増加率 ②/①
滞納事業所数	140,811	142,119	100.9%
差し押さえ執行件数	27,784	42,072	151.4%

ストップ！「社保倒産」

「一括納付せよ」「分割は3回まで」「納付が遅れたら直ちに差し押さえる」「会社がつぶれるのは関係ない」…

給与に対する社会保険料負担率	
年間給与など	負担率
16億2200万円 トヨタ自動車会長	0.08%
600万円 町工場の社長	15.0%

中小業者の社会保険料負担「軽減」を！

187倍

町工場の社長の社会保険料負担率はトヨタ自動車会長の負担率の187倍！—社会保険料の負担は能力に応じて負担する仕組みになっていません。小規模企業振興基本法成立時（2014年6月19日：参院経済産業委員会）に全会一致で採択された付帯決議にある小規模事業者の社会保険料負担を軽減する支援策の実施を急ぐべきです。

年金事務所のみなさん、その徴収大臣や日本年金機構理事長の答弁に反しています！

料や税金などの納付に困ったら、民商にご相談ください。民商は、社会保険料の納付相談に
応え、強引な年金事務所・日本年金機構の徴収から中小業者の営業
とくらしを守っています。社会保険

社会保険料の強権的な徴収 最大4年の猶予勝ち取る

国会答弁活用し、粘り強く要請

5千万円が納付猶予に
民商員士 倒産免れ民商に感謝

1千万円

▼鈴木俊一財務大臣の国会答弁 (参議院・財務金融委員会 2024年3月12日)

「納税というのはしっかりやっていただくということを前提にしながらも、余りにも取立てが厳し過ぎて破綻に追い込むというようなことはいかなるものかと、そう思います」

▼大竹和彦・日本年金機構理事長の国会答弁 (参議院・厚生労働委員会 2024年4月4日)

「納付に向けた協議を行うに当たっては、個々の事業所の状況を踏まえ丁寧に対応していくことと、これが基本」「事業所の個別的あるいは具体的な実情に即して、国税関係法にのっとった適切な対応を行ってまいります」

「法定猶予に係る法令に定める要件に該当する事案がある場合、直ちに財産の差し押えを行うのではなく、まずは事業主と協議をし、経営状況あるいは将来の見通しなどを丁寧にお伺いをし、事業所の状況に応じた丁寧な対応を行っていくように、各年金事務所に対して周知徹底をしております」



←詳しくはこちらから

全国商工団体連合会

全国商工団体連合会
〒171-8575 東京都豊島区目白2-36-13
TEL 03-3987-4391
FAX 03-3988-0820
<https://www.zenshoren.or.jp/>



「差し押さえありき」ではなく、「納付・換価の猶予」を

社会保険料の徴収も「国税徴収法」に準拠することになっていきます。

こんな時は、進んで猶予の適用を！

猶予の区分	猶予申請書	猶予が申請できる要件	添付書類
換価の猶予 (徴151または151の2)	換価の猶予申請書 (申請型)	納付の誠意が認められ、一時に納付することにより事業の継続、生活の維持を困難にするおそれ (納期限から6カ月以内の申請)	/
	分割納付計画書 (職権型) ※猶予申請書ではないが実務上申請書に代わるものとして使用される	納付の誠意が認められ、直ちに換価することにより事業の継続、生活の維持を困難にするおそれ、または猶予することが徴収上有利の場合のいずれかに該当	
納付の猶予 (通46②または46③)	納付の猶予申請書 (通常の納税の猶予) ※通46②	災害・盗難・病気・貸倒れ、事業上の著しい損失等に起因した納付困難の場合 (原因発生後すみやかに申請)	災害・盗難等事実を証明する書類
	納付の猶予申請書 (賦課遅延に係る納税の猶予)※通46③	1年以上賦課の遅延が生じた場合で、納付困難なとき (納期限内の申請が要件)	遅延した事実があればよい

通=国税通則法 徴=国税徴収法

「誠実な納付意思を示せ」→「現時点での誠実さ」をしっかりと見るべきです

▼国税徴収法基本通達151条-2、猶予通達第三章第一節16(3)
「納税についての誠実な意思」とは、滞納者がその滞納に係る国税（社会保険料）を優先的に納付しなければならないことを認識していることを言います。なお、過去に滞納の事実等があっても、現在において、誠実な納付の意思を有していると認められるかどうか併せて考慮した上で判定するものとされています。

「一括納付か差し押さえ」→国税徴収法の趣旨から外れています

▼星屋和彦・国税庁次長の国会答弁（2024年3月12日：質問者／日本共産党・小池晃参院議員）
「猶予制度の期間はそれぞれ最長1年間。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合、最長2年間まで延長することができる。一般論として、措置が全て適用された場合、最長で4年間猶予することが認められることとなる」
「国税徴収法基本通達第47条関係17において、差し押さえ財産の選択に当たっては、第三者の権利を害することが少ない財産であること、滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であることなどに十分留意して行うこととされている」
▼巽慎一・厚生労働省年金管理審議官の国会答弁（2024年3月12日：質問者／日本共産党・小池晃参院議員）
「厚生年金保険法第89条により、国税徴収の例によることとされているから、換価の猶予の取扱いについても国税庁と同様」
▼武見敬三・厚労大臣の国会答弁（2024年4月4日：質問者／日本共産党・倉林明子参院議員）
「現場において、ルールに基づいて猶予したり、対応の緩和をしたりすることが必要。その趣旨をきちんと現場に徹底していただくということを通じて中小企業の経営基盤を守ることが今我々としてできる立場」

「滞納者には何してもいい」→財産権や生存権を侵してはなりません

▼国税徴収法48条 「超過差し押さえ」「無益な差し押さえ」を禁止しています。
▼国税徴収法基本通達47-17 差押財産は「第三者の権利を害することが少ない財産」「事業継続に与える支障が少ない財産」かどうかを考慮しなければならないとしています。売掛債権は、クレジット契約も含めて「十分留意」すべき財産に該当します。
▼憲法13条、29条 「取引状況について、年金事務所が銀行ではなく取引先に照会をかけ、『取引停止』になった」というケースがあります。しかし、憲法13条の幸福追求権、29条の財産権を侵害する行為は許されません。

「請願書は受け付けられない」→いいえ、受け取る義務を負います

旧社会保険庁が解体され、日本年金機構に再編された直後の2010年、全商連は厚労省に対し、行き過ぎた徴収を行っていた年金事務所への指導を要請。これについて厚労省は、指導する方針を示すとともに、「日本年金機構は公権力の行使を行うことから『公法人』として扱う。請願権は受け付けなければならない」と明確に回答しています。
▼憲法16条 「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」
▼日本年金機構法28条 「被保険者、事業主等の意見の反映」も踏まえた対応が求められています。

厚労省「指導」や法律に基づいた、柔軟な対応が求められます

▼2024年4月16日 厚生労働省年金局から日本年金機構への指導（抜粋）
「国税関係法令に基づく申請の猶予と職権の猶予について、いずれも1年以内を原則としつつ、状況に応じてさらに1年延長することも可能であり、各猶予が全て適用されれば4年の猶予が可能である」
「各月に納付させる金額は、均等型だけでなく、滞納者の財産の状況から見て、合理的かつ妥当なものとする変動型の納付計画を認めること」
「猶予取消の要件に該当する場合であっても、予定されていた入金が見込まれなかった等のやむを得ない理由があると認められる事情の有無を確認すること」
▼2024年4月4日 厚労省・国税庁レクでの国税庁・徴収部徴収課課長補佐の回答
「納付金額は『合理的かつ妥当』なものとしている。今ある滞納金額だけでなく、今後発生する税（保険料）を踏まえて、計画を立てていく」
「法律上、猶予制度は期間の定めがあるが、事情を聞いて、延長する対応をしている。こちらから納付計画を強要しない運用をしている」
「『差し押さえを行って、それでも足りない分は自動的に追加差し押さえに移る』というものではない。不履行、取り消しがあつたとしても、影響の少ないものを選択することとなっているし、改めて猶予を行うことも検討する」